

○昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>1 (略)</p> <p>2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p>		<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の第1の表24の項及び第2の表2の項の規定により、許可を要しない工事設計の軽微な事項を次のように定める。</p> <p>昭和三十七年郵政省告示第七百六十六号（工事設計の軽微な事項の件）は、廃止する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p>	
<p>工事設計のうち軽微なものとするもの</p>	<p>適用の条件</p>	<p>工事設計のうち軽微なものとするもの</p>	<p>適用の条件</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、<u>捜索救助用位置指示送信装置</u>及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計</p>	<p>(略)</p> <p>当該機器の全部について、検定合格機器に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計</p>	<p>(略)</p> <p>当該機器の全部について、検定合格機器に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）。</p>
<p>注 (略)</p> <p>3～8 (略)</p>		<p>注 (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	

附 則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。